

○島根県警察における遺失物の取扱いに関する訓令

(平成19年12月6日島根県警察訓令第34号)

島根県警察における遺失物の取扱いに関する訓令(平成元年島根県警察訓令第21号)の全部を改正する。

目次

第1章 総則(第1条―第5条)

第2章 拾得物件の受理等(第6条―第16条)

第3章 遺失届の受理等(第17条―第21条)

第4章 遺失者を発見するための措置(第22条・第23条)

第5章 拾得物件の保管等(第24条―第28条)

第6章 拾得物件の返還、引渡し等(第29条―第35条)

第7章 埋蔵物及び犯罪者が占有していたと認められる物件の取扱い(第36条・第37条)

第8章 出納管理手続(第38条―第52条)

第9章 検査及び事故報告(第53条・第54条)

第10章 雑則(第55条―第57条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この訓令は、遺失物法(平成18年法律第73号。以下「法」という。)、遺失物法施行令(平成19年政令第21号。以下「令」という。)及び遺失物法施行規則(平成19年国家公安委員会規則第6号。以下「規則」という。)その他の法令に定めるもののほか、遺失物等の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において「交番等」とは、次に掲げる施設をいう。

(1) 交番及び駐在所

(2) 警備派出所のうち、交番に準じて物件の取扱いを行う必要がある施設として次に掲げるもの

ア 出雲警察署出雲空港派出所

イ 益田警察署石見空港派出所

ウ 隠岐の島警察署隠岐空港派出所

(3) 警察本部に設けられた組織の施設のうち、交番に準じて物件の取扱いを行う必要がある施設として別表の左欄に掲げるもの

(警察職員の心構え)

第3条 警察職員は、遺失物行政が、県民の善意や遵法意識に支えられた県民に最も身近な警察行政であり、県民と警察との信頼関係を保持する上で重要な意義を有するものであることを認識し、慎重かつ適切に遺失物等を取り扱わなければならない。

(取扱いの基本)

第4条 警察署長（以下「署長」という。）は、法第4条第1項若しくは第13条第1項の規定による提出（以下「提出」という。）又は規則第5条第1項の規定による遺失届（以下「遺失届」という。）があったときは、その管轄区域のいかんにかかわらず、これを受理しなければならない。

(警察本部の施設における取扱い)

第5条 第2条第3号に規定する施設における物件の取扱いは、別表の左欄に掲げる施設に係る所属の職員が同表の右欄に定める警察署長の指揮監督を受けて行うものとする。ただし、警察本部本庁舎における物件の取扱者は、警務部会計課に勤務する職員及び一般当直勤務員に限る。

第2章 拾得物の受理等

(物件の提出を受ける窓口)

第6条 提出は、警察署又は交番等において受けるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、祭礼等の雑踏警備に係る現地指揮所等を設置する場合において、交番又は駐在所に準じて拾得者から物件が持参される可能性が高く、かつ、物件の内容を確認して関係書類を作成するための人員を配置し、及び物件を適切に保管することができるときは、現地指揮所等においても提出を受けるものとする。

(物件の提出を受けたときの措置)

第7条 物件の提出を受けたときは、遺失物等に関する管理システム（以下「システム」という。）に当該提出を受けた物件（以下「提出物件」という。）に係る法第7条第1項各号に掲げる事項その他必要な事項を登録するとともに、当該提出物件に係る受理番号を取得することにより、拾得物件控書（様式第1号）及び拾得物件預り書（様式第2号）を作成するものとする。この場合において、拾得物件預り書は、物件を提出した拾得者又は施設占有者（以下「提出者」という。）に交付しなければならない。

2 法第17条に規定する特例施設占有者に係る保管物件（以下「保管物件」という。）の届出の受理は、警察署においてシステムに登録して行うものとする。

3 提出物件又は保管物件に関する事項をシステムに登録する場合は、規則第6条第1項の規定により、当該提出物件又は保管物件に係る遺失届の有無を確認するものとする。

4 警ら又は警乗中の警察官若しくは無線警ら自動車に、拾得者から物件の提出の申出があった場合には、拾得者に対し、警ら等の用務に従事しているため物件の提出を受けることができない旨を十分に説明し、最寄りの警察署又は交番等において提出を行うよう教示することその他の拾得者の利便を図るための適切な措置を講ずるものとする。

5 拾得者が勤務員の不在時に交番等に来所した場合は、警察職員を出向させるものとし、これにより難い場合は他の窓口を教示するなど拾得者の利便を図るための適

切な措置を講ずるものとする。

(システムによらず物件を受理した場合の措置)

第8条 物件の受理をシステムに登録して行うことができないときは、当該提出物件に係る法第7条第1項各号に掲げる事項その他必要な事項を警察署に報告するとともに、受理番号を照会し、又はシステムにより受理番号を取得し、拾得物件預り書及び拾得物件控書を作成の上、拾得物件預り書を提出者に交付するものとする。

2 前項の規定により拾得物件預り書及び拾得物件控書を作成したときは、速やかに提出物件に係る必要事項をシステムに登録し、システムにより作成した拾得物件控書を前項の規定により作成した拾得物件控書に添付して、その登録状況を明らかにしておかなければならない。この場合において、拾得物件預り書及び拾得物件控書を作成した職員は、自らが速やかに必要事項をシステムに登録することが困難なときは、他の職員に登録を依頼するものとする。

3 第1項の規定による報告をするときは、規則第6条第1項の規定により当該提出物件に係る遺失届の有無を確認するものとする。

4 第1項の規定による報告及び照会並びに前項の規定による確認は、執務時間中であっては警察署の会計課(係)長に、それ以外の時間にあっては警察署の当直責任者に対して行うものとする。

5 前項の規定による照会を受けた警察署の会計課(係)長又は当直責任者は、受理番号簿(様式第3号)により受理番号を交付するものとする。この場合において、受理番号簿は、執務時間終了後にあっては警察署の会計課(係)長から当直責任者に、当直勤務終了後にあっては当直責任者から会計課(係)長(休日のときは、次番の当直責任者)にそれぞれ引き継ぐものとする。

6 前条第3項の規定は、第1項の規定による受理番号の取得について準用する。

(受理番号を記載した書面等の作成)

第9条 規則第4条第1項の規定による書面又は電磁的記録の作成は、提出物件に関する事項をシステムに登録する際に、システムにより行うものとする。

2 規則第4条第2項の規定による書面又は電磁的記録の作成は、警察署において法第17条前段の規定による届出を受けてシステムに登録する際に、システムにより行うものとする。

(所有権を取得することができない物件に関する説明)

第10条 署長は、提出物件が法第35条第1号の法令の規定によりその所持が禁止されている物又は同条第2号から第5号までに掲げる文書、図画若しくは電磁的記録(以下「個人情報関連物件」という。)に該当し、又は該当する可能性があるときは、提出者に対し、当該物件が法第35条各号に掲げる物に該当する場合は、その所有権を取得することができない旨を説明するものとする。

(提出物件に現金が含まれる場合の取扱い)

第11条 交番等において、現金又は現金を含む物件の提出を受けたときは、次に掲げる方法により受理するものとする。

(1) 提出者に拾得物件預り書を交付することが可能である場合
提出者の前で内容を確認するとともに、現金収納袋（様式第4号）の裏面に必要事項を記入の上、現金を収納して当該現金収納袋に封をし、拾得物件預り書を提出者に交付すること。

(2) 提出者が拾得物件預り書を受領しないまま交番等から立ち去ろうとするとき
前号に規定する方法により現金収納袋に封をするとともに、当該現金収納袋に附属する拾得物件受取票を作成し、拾得物件預り書に代えて、当該拾得物件受取票を提出者に交付すること。

2 現金収納袋の取扱状況を明らかにしておくため、交番等に現金収納袋交付整理票（様式第5号）を備え付けるものとする。

（氏名等告知の同意及び権利放棄の意思の確認）

第12条 署長は、提出を受けたときは、提出者に対して法第11条第2項に規定する氏名等の告知の同意について説明し、当該提出者の同意の有無を確認するとともに、遺失者の氏名等の告知に係る希望の有無を確認するものとする。

2 提出者が前項の同意について、後で考えて決めるとした場合は、同意の意思は不明として取り扱うものとする。

3 署長は、前2項に定めるほか、提出者に対して法第27条第1項の費用若しくは法第28条第1項若しくは第2項の報労金を請求する権利又は民法（明治29年法律第89号）第240条若しくは第241条の規定若しくは法第32条第1項の規定により所有権を取得する権利の放棄に係る意思の有無及び放棄しようとする権利の種別について確認し、権利放棄の意思の有無及び放棄する権利の内容を明らかにするものとする。

4 提出者が前項の権利の放棄について、後で考えて決めるとした場合は、権利を放棄していないものとして取り扱うものとする。

（同意及び権利放棄の意思の記載等）

第13条 前条第1項の同意の有無並びに前条第3項の権利の放棄に係る意思の有無及び放棄しようとする権利の種別は、拾得物件控書の権利放棄の意思及び氏名等告知の同意の有無の欄の該当部分に記載及び署名を求めるなどして確認し、明確にするものとする。

2 前項に規定する場合において、提出者の記載及び署名が得られなかったときは、記載及び署名を得られなかった経緯を拾得物件控書の備考欄に記載するものとする。

3 前2項に規定する場合、法第34条に規定する場合等において、提出者が拾得物件預り書を受領する意思がないことが明らかであり、これを交付することができなかつたときは、第7条第1項及び第9条第1項の規定にかかわらず、拾得物件預り書を交付できなかった経緯を拾得物件控書の備考欄に記載するものとする。

（施設において拾得された物件の取扱い）

第14条 署長は、施設占有者から法第13条第1項の規定により法第4条第2項の規定による物件の提出を受けたときは、当該物件の拾得者に対し、拾得物件提出受理通

知（様式第6号）により通知するものとする。

- 2 施設において物件（埋蔵物を除く。）の拾得をした拾得者（当該施設の施設占有者を除く。）が警察署又は交番等に当該物件を持参した場合において、当該施設の施設占有者の同意が得られたときは、当該施設占有者から法第13条第1項の規定に基づく提出があったものとして取り扱うものとする。
- 3 前項の規定により提出を受けたときは、当該提出を受けた物件の種類及び特徴並びに拾得の日時及び場所について同項の同意をした施設占有者に対し、拾得物件提出受理通知（様式第7号）により通知するものとする。
- 4 第2項の場合において、施設占有者の同意が得られなかったときは、拾得者に対し、法第4条第2項に規定する拾得者の義務及び法第34条に規定する費用請求権等の喪失について教示するものとする。
- 5 施設占有者から、拾得物件提出に関する同意書（様式第8号）の提出を受けたときは、当該同意書を受理した日以後については、当該施設占有者からの特段の意思表示がない限り、第2項の規定に準じて取り扱うものとする。

（拾得物件の送付）

第15条 交番等においては、提出物件を、拾得物件控書とともに、速やかに警察署に送付しなければならない。ただし、これにより難い特別の事情があるときは、署長の指揮を受けて、提出物件を適切に保管するための必要な措置を講ずるものとする。

- 2 前項本文の規定による送付は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行うものとする。
 - (1) 交番及び第2条第1項第2号に規定する警備派出所 受理した日の翌日までに送付すること。
 - (2) 駐在所 受理した日から起算して3日以内に送付すること。
 - (3) 第2条第3号に規定する施設 受理した日の翌日（当該受理した日の翌日が島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する県の休日に当たるときは、県の休日の翌日。）までに別表の右欄に掲げる警察署に送付すること。
- 3 前項の規定にかかわらず、島根県警察の地域警察運営に関する訓令（平成5年島根県警察訓令第5号）別表第2の左欄に掲げる駐在所については、受理に係る拾得物件を同表の右欄に定める交番所長を経由して送付するものとする。この場合において、当該交番所長は、当該物件を確認し、拾得物件控書の広域交番所長の欄に署名又は押印するものとする。ただし、駐在所から警察署又は当該交番所長に係る交番までの距離その他の事情により、署長があらかじめ定めた駐在所にあっては、この限りでない。
- 4 前3項の規定にかかわらず、令第6条に規定する高額な物件、危険物その他の交番等における保管設備の状況等に鑑み、適切に保管することが困難であると認められる物件の提出を受けたときは、署長の指揮を受けて、直ちに、当該物件を拾得物件控書とともに警察署に送付するものとする。ただし、交番等が遠隔地に所在する

など、これにより難い特別の事情がある場合は、署長の指揮を受けて、必要な措置を講ずるものとする。

- 5 第1項本文の規定による送付は、執務時間中においては島根県警察の地域警察運営に関する訓令（平成5年島根県警察訓令第5号）第12条第1号及び第2号に規定する警察署の地域警察幹部（地域警察幹部が不在の場合における警察署の総務課（係）長を含む。以下「地域警察幹部等」という。）を、当直勤務時間中においては当直責任者をそれぞれ経由して行うものとする。この場合において、送付を受けた地域警察幹部等又は当直責任者は、送付物件とこれに添付された拾得物件控書の記載内容とを照合して確認するとともに、当該拾得物件控書の地域幹部又は当直責任者の欄に署名又は押印するものとする。

（特異な拾得物件の提出を受けた場合の措置）

第16条 署長は、次に掲げる物件の提出を受けたときは、当該物件に係る拾得物件控書の写しを、電送等の方法により速やかに警察本部長（以下「本部長」という。）に送付するものとする。

- (1) 法令の規定によりその所持が禁止されている物に該当する物件
 - (2) 埋蔵物（埋蔵文化財であると認められるものを除く。）
- 2 前項第1号に規定する物件については、令第10条第1号に規定する銃砲等若しくは刀剣類又は同条第2号に規定する古式銃砲若しくは刀剣類に該当する物件であつて、規則第21条に規定する手続により拾得者等が当該物件の引渡しを受けることができるものを除き、物件を保管することなく、当該物件に係る取締り等を所管する警察本部の関係所属長に送付書を添えて送付し、法定の期間について保管を委託するものとする。

第3章 遺失届の受理等

（遺失届を受理する窓口）

第17条 遺失届の受理は、警察署又は交番等において行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、祭礼等の雑踏警備に係る現地指揮所等を設置する場合において、交番又は駐在所に準じて遺失者から物件を遺失した旨が届出される可能性が高く、かつ、届出内容を聴取して関係書類を作成するための人員を配置することができるときは、現地指揮所等においても遺失届を受理するものとする。

（遺失届を受理したときの措置）

第18条 遺失届を受理したときは、システムに当該遺失届に係る規則第5条第2項第2号及び第3号に掲げる事項を登録するとともに受理番号を取得し、システムから紙面に出力した遺失届出書（様式第9号）の記載内容を遺失者に確認させ、所定の欄に署名を求めるものとする。この場合において、遺失者が自署することができない事情があるときは、遺失届出書の備考欄にその理由を記載するものとする。

- 2 遺失届に関する事項をシステムに登録する場合は、規則第7条第1項の規定により当該遺失届に係る提出物件又は保管物件の有無を確認するものとする。
- 3 遺失届をオンラインで行った場合は、遺失者が登録等を行った電磁的記録を警察

署において受理するときに紙面に出力することとし、当該出力した紙面を遺失者から届け出られた遺失届出書とみなす。

(システムによらず遺失届を受理した場合の措置)

第19条 遺失届の受理をシステムに登録して行うことができないときは、当該遺失届に係る規則第5条第2項第2号及び第3号に掲げる事項を警察署に報告するとともに、受理番号を照会し、又はシステムにより受理番号を取得し、遺失者の自書により遺失届出書を作成するものとする。

2 前項の規定により遺失届を受理したときは、速やかに遺失届出書に係る必要事項をシステムに登録し、システムにより作成した遺失届出書を前項の規定により作成した遺失届出書に添付して、その登録状況を明らかにしておかなければならない。この場合において、当該遺失届を受理した職員は、自らが速やかに必要事項をシステムに登録することが困難なときは、他の職員に登録を依頼するものとする。

3 第1項の規定による報告をするときは、規則第7条第1項の規定により当該遺失届に係る提出物件又は保管物件の有無を照会するものとする。

4 第1項の規定により遺失届出書を作成する場合において、遺失届出書の作成が遺失者の自書により難しい事情があるときは、警察職員が遺失届出書を代書することにより作成できるものとする。この場合において、代書により作成した遺失届出書については、記載内容を遺失者に確認させ、署名を求めるものとする。

5 第8条第4項及び第5項の規定は、第1項及び第3項の規定による報告及び照会について、第18条第1項後段の規定は、第4項の規定による遺失届出書の作成について、第18条第2項の規定は、第1項の規定による受理番号の取得について準用する。

(特異な物件に係る遺失届を受理したときの措置)

第20条 署長は、爆発物、銃砲等、刀剣類、火薬類その他の物件であって早期に発見しなければ地域住民に危険を及ぼし、又は犯罪に使用されるおそれがあるものに係る遺失届を受理した場合において、必要があると認めるときは、生活安全部地域課に対する手配の依頼、島根県警察の通信指令に関する訓令（平成22年島根県警察訓令第7号）第7条第1項に規定する警察署通信室による手配、地域住民への広報その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 署長は、前項に規定する物件に係る遺失届出書の写しを、電送等の方法により速やかに本部長に送付するものとする。

(遺失届出書の送付)

第21条 交番等において遺失届を受理したときは、遺失届出書を速やかに警察署に送付しなければならない。

2 第15条第2項及び第3項前段の規定は、前項の規定による送付について準用する。

第4章 遺失者を発見するための措置

(通報、確認、照会及び報告)

第22条 法第8条第1項（法第13条第2項及び法第18条において準用する場合を含む）

- む。)の規定による通報、規則第6条第1項及び規則第7条第1項の規定による確認、規則第6条第2項及び規則第7条第2項の規定による照会、規則第8条第1項及び規則第10条第1項の規定による報告並びに規則第8条第2項及び規則第10条第2項の規定による通報は、システムにより行うものとする。
- 2 規則第6条第1項の規定による確認の結果、提出物件又は保管物件に係る遺失届がなされていたことが判明したときは、当該提出物件又は当該保管物件に係る保管物件届出書（規則別記様式第11号）の内容と当該遺失届に係る遺失届出書の内容とを照合するものとする。
 - 3 規則第6条第2項の規定による照会の結果、提出物件又は保管物件に係る遺失届が他の警察署長（他の都道府県警察の警察署長を含む。以下同じ。）になされていたことが判明した場合において、システムに登録された情報により照合することが困難なときその他必要があるときは、当該他の警察署長から当該遺失届に係る遺失届出書の内容を聴取し、当該提出物件又は当該保管物件に係る保管物件届出書の内容と照合するものとする。
 - 4 規則第7条第1項の規定による確認の結果、遺失届に係る物件について、提出又は法第17条の規定による届出がなされていたことが判明したときは、当該遺失届出書の内容と当該提出物件又は当該届出に係る保管物件届出書の内容とを照合するものとする。
 - 5 規則第7条第2項の規定による照会の結果、遺失届に係る物件について、他の警察署長に提出又は法第17条の規定による届出がなされていたことが判明したときは、当該他の警察署長に当該遺失届に係る遺失届出書の内容を通知するものとする。この場合において、通知を受けた当該他の警察署長（他の都道府県警察の警察署長を除く。）は、当該遺失届出書の内容と当該提出に係る提出物件又は当該届出に係る保管物件届出書の内容を照合するものとする。

（拾得物件関係事項照会書の取扱い）

第23条 法第12条の規定による照会は、照会をすることにより遺失者の氏名等が容易に判明する場合、早急に遺失者に返還する必要がある場合その他遺失者への返還のための情報を必要とする場合に行うものとする。

- 2 拾得物件関係事項照会書（様式第10号。以下「照会書」という。）は、一連番号を付し、適正に管理しなければならない。
- 3 署長は、照会を行おうとするときは、照会の必要性、照会内容等を十分検討し、発出の是非を判断するものとする。
- 4 照会書は、公信性を担保するため、正本のほか、必ず副本を作成し、契印をするものとする。
- 5 前項の副本は、決裁後、拾得物件関係事項照会書使用簿（様式第11号）により一連番号順に編てつし、保管するものとする。

第5章 拾得物件の保管等
（提出物件等の保管）

第24条 警察署においては、提出物件に保管物件整理票（様式第12号）を取り付けるとともに、提出物件の亡失、滅失又は毀損を防止するため、確実に施錠できる錠を備えた保管庫への保管その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、現金、有価証券その他規則第11条第3号から第6号までに掲げる物に該当する物件、法第35条第2号から第5号までに掲げる物に該当する物件その他遺失者の権利の保護の観点から特に慎重な取扱いを要する物件については、確実に施錠できる錠を備え、かつ、他の種類の物件と区分された専用の保管庫に保管するものとし、これらを保管庫から出し入れするときは、貴重品等出入簿（様式第13号）に所定の事項を記載するものとする。

3 前2項の規定は、交番等において提出を受けた後、第15条第1項の規定による送付を行うまでの間における提出物件の保管について準用する。ただし、提出物件が、自転車その他のその形状等により保管庫に保管することが適当でない物であるときは、当該物件を持ち去ることができないような措置を施した上で保管するものとし、また、保管物件整理票については、警察署において取り付けるものとする。

4 第1項及び前項の規定にかかわらず、提出物件が、警察署又は交番等において保管することが適当でない物であると認められる場合には、物件を適切に保管することができる者に保管を委託することその他の必要な措置を講ずるものとする。ただし、交番等において提出物件の保管を委託する場合は、あらかじめ署長の指揮を受けなければならない。

5 前項の規定により提出物件の保管を委託する場合は、当該保管に係る拾得物件保管（飼育）委託書兼受託書（様式第14号）を作成するものとし、原本を委託者が、副本を受託者がそれぞれ保管するものとする。

6 乗車船券、商品券、当せん金付証票その他の有価証券で、警察署における保管期間中に、その払戻期間又は引取期間が満了するものについては、物件換価伺い（様式第15号）により事前に署長の決定を受けた上で当該満了の期日までに現金と引き換えておくなど、必要な措置を講ずるものとする。

（現金又は売却による代金の預託）

第25条 署長は、提出を受けた現金（以下「現金」という。）又は法第9条第1項若しくは第2項の規定に基づく売却に係る代金（以下「代金」という。）の保管については、次に掲げる方法により取り扱うものとする。

(1) 現金は、警察署での受入日ごとに取りまとめ、当該受入日中に警察署最寄りの島根県指定金融機関（島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号。以下「会計規則」という。）第3条に規定する指定金融機関をいう。）に当座預金として預託すること。ただし、銀行の閉店後又は休業日に受け入れた現金は、銀行の営業再開日に速やかに預託すること。

(2) 代金は、収納した日ごとに取りまとめて、前号の規定に準じて預託すること。

2 前項の規定にかかわらず、払出しの資金に充てるため、警察署において保管する現金（以下「手元保管現金」という。）及び代金の一部を警察署ごとに20万円を限

度として、手元保管できるものとする。ただし、遺失者への返還手続中である現金、記念貨幣（強制通用力を有し、現在は発行されていない貨幣を含む。）である現金など、預託することが適当でない認められるものについては、当該限度額に含めないものとする。

- 3 預託するまでの現金及び代金並びに手元保管現金は、それぞれ専用の金庫に確実に保管するものとする。

（提出物件の売却の方法等）

第26条 法第9条第1項又は第2項の規定による売却（以下「売却」という。）は、原則として、警察署において行うものとする。

- 2 売却による代金の納付は、代金引換えの方法によるものとする。
- 3 署長は、売却を行うときは、民法240条若しくは第241条又は法第32条第1項若しくは第33条の規定により売却に係る物件の所有権を取得する権利を有する者（以下「権利者」という。）に対して拾得物件売却通知書（様式第16号）により通知を行うものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、速やかに売却する必要がある場合その他やむを得ない事情がある場合は、口頭により通知を行うことができる。この場合において、口頭により通知を行ったときは、その経緯を拾得物件控書の備考欄に記載するものとする。
- 5 署長は、権利者から、令第1条の規定による一般競争入札若しくは競り売り又は随意契約への参加を希望する旨の申出を受けたときは、当該権利者を参加させることができるものとする。
- 6 署長は、売却を行おうとするときは、起案書により、事前に売却の方法その他の売却に必要な手続を決定するものとする。
- 7 署長は、売却を行ったときは、物件売却書（様式第17号）に売却の結果を記録するものとする。

（提出物件の処分の方法等）

第27条 法第10条の規定による処分（以下「処分」という。）は、警察署において行うものとする。ただし、提出物件が滅失し、又は毀損するおそれがある場合であって、法第9条第1項の規定による売却をすることができない物であると明らかに認められるときは、署長の指揮を受け、交番等においてこれを廃棄することができるものとする。

- 2 規則第14条の規定による通知（次項において「通知」という。）は、拾得物件処分通知書（様式第18号）により行うものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、第1項ただし書の規定により物件を廃棄する場合その他やむを得ない事情がある場合は、口頭により通知を行うことができる。この場合において、口頭により通知を行ったときは、その経緯を拾得物件控書の備考欄に記載するものとする。
- 4 署長は、処分を行おうとするときは、起案書により、事前に処分の方法その他の

処分に必要な手続を決定するものとする。ただし、令第4条第3項の規定により個人情報関連物件（以下「個人情報関連物件」という。）に該当する物件のみの廃棄を行おうとするときは、個人情報関連物件廃棄伺い（様式第19号）により決定しても差し支えないものとする。

5 署長は、処分を行ったときは、物件処分書（様式第20号）に処分の結果を記録するものとする。

6 署長は、個人情報関連物件に該当する物件を廃棄したときは、廃棄の結果を拾得物件控書の備考欄に記載しておくものとする。

7 署長は、個人情報関連物件に該当する物件の廃棄を処分業者に委託するときは、規則第15条に規定する措置が行われるよう当該処分業者に対する指導及び監督を徹底しなければならない。

（台帳等の整理保管）

第28条 署長は、第15条第1項の規定による拾得物件控書の送付を受け、又は第7条第1項又は第8条第1項の規定により拾得物件控書を作成したときは、拾得物件控書の受理番号の順に、拾得物台帳として整理保管するものとする。

第6章 拾得物件の返還、引渡し等

（返還、引渡しの手続を行う窓口）

第29条 遺失者に対する提出物件の返還に係る手続及び民法第240条若しくは第241条又は法第32条第1項若しくは第33条の規定により提出物件の所有権を取得した者（以下「権利取得者」という。）に対する当該物件の引渡しに係る手続は、警察署会計課（係）において行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、交番等において保管中の提出物件に係る遺失者が判明したときは、署長の指揮を受け、交番等において規則第18条第1項の規定による通知を行い、及び当該物件の返還を行うことができるものとする。

3 前項の規定は、警察署の当直において保管する提出物件について準用する。

（遺失者の確認）

第30条 規則第20条第1項に規定するその他の適当な方法による確認は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 返還を求める者からその者が遺失した物件の種類及び特徴を聴取し、提出を受けた物件の種類及び特徴と照合すること。

(2) 返還を求める者からその氏名、住所等を聴取し、提出を受けた物件に記載され、又は記録された氏名、住所等と照合すること。

（提出物件を返還しようとする場合等における通知の方法）

第31条 規則第18条第1項の規定による通知（次項において「通知」という。）は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める様式により行うものとする。

(1) 提出者が物件に係る法第27条第1項に規定する費用又は法第28条第1項又は第2項に規定する額の報労金を請求する権利（以下この項及び第3項において「権利」という。）を有し、かつ、法第11条第2項に規定する氏名等の告知（法第13

- 条第2項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項及び第3項において「告知」という。)に同意している場合 遺失物確認通知書(様式第21号)
- (2) 提出者が権利を有さず、かつ、告知に同意していない場合 遺失物確認通知書(様式第22号)
 - (3) 提出者が権利を有さず、かつ、告知に同意している場合 遺失物確認通知書(様式第23号)
 - (4) 提出者が権利を有さず、かつ、告知に係る決定を留保している場合 遺失物確認通知書(様式第24号)
- 2 前項の規定にかかわらず、物件を直ちに返還する必要がある場合その他やむを得ない事情がある場合は、口頭により通知を行うことができる。この場合において、口頭により通知を行ったときは、その経緯を拾得物件控書の備考欄に記載するものとする。
- 3 規則第18条第2項の規定による通知(次項において「通知」という。)は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める様式により行うものとする。ただし、第6号に該当する場合を除き、提出者が告知に同意せず、又は告知を求めている場合であって一切の権利をあらかじめ放棄し、又は失っているときは、この限りでない。
- (1) 権利を有する提出者及び遺失者が告知に同意している場合 拾得物件返還通知書(様式第25号)
 - (2) 権利を有する提出者が告知に同意し、かつ、遺失者が告知に同意していない場合 拾得物件返還通知書(様式第26号)
 - (3) 提出者が権利に係る決定及び告知の同意を留保している場合 拾得物件返還通知書(様式第27号)
 - (4) 権利を有さない提出者及び遺失者が告知に同意している場合 拾得物件返還通知書(様式第28号)
 - (5) 権利を有さない提出者が告知に同意し、かつ、遺失者が告知に同意していない場合 拾得物件返還通知書(様式第29号)
 - (6) 権利を有さない提出者が告知に同意せず、又は留保している場合であって通知を求めているとき 拾得物件返還通知書(様式第30号)
- 4 前項の規定にかかわらず、物件を提出した拾得者又は施設占有者が所在しており、その面前で通知を行うことができる場合は、口頭により通知を行うことができる。この場合において、口頭により通知を行ったときは、その経緯を拾得物件控書の備考欄に記載するものとする。
- 5 規則第18条第4項の規定による通知(次項において「通知」という。)は、権利取得者には権利取得通知書(様式第31号)により、物件の所有権を取得する権利を有さない拾得者又は施設占有者(法第27条第1項の費用を請求する権利を有する拾得者又は施設占有者に限る。)には費用請求権通知書(様式第32号)により、それぞれ行うものとする。

6 前項の規定にかかわらず、物件を直ちに引き渡す必要がある場合その他やむを得ない事情がある場合は、口頭により通知を行うことができる。この場合において、口頭により通知を行ったときは、その経緯を拾得物件控書の備考欄に記載するものとする。

(保管物件に係る遺失者が判明した場合における通知の方法)

第32条 署長は、保管物件に係る遺失者が判明したときは、前条第1項の規定による通知をするとともに、遺失者が判明した旨を当該保管物件に係る特例施設占有者に通知するものとする。

(送付による提出物件の返還等)

第33条 規則第19条第1項の規定による送付は、提出物件に身分証明書その他の遺失者を特定することができる物がある場合など法第11条第1項の規定に基づく遺失者の確認ができる場合に限り行うことができるものとする。

2 規則第19条第1項の規定による遺失者（同条第3項において準用する権利取得者を含む。）からの送付の申出は、文書による申出のほか、電話による申出もできるものとする。

3 法第11条第1項の規定による受領書（様式第33号。以下「受領書」という。）は、前項の規定による申出をした者への返還又は引渡しに係る物件とともに送付するものとする。

(所持を禁じられた物件のうち所有権を取得することができるものの引渡し手続)

第34条 署長は、規則第21条の規定により、許可証又は登録証の提示を受けたときは、当該許可証又は当該登録証が提出物件に係るものであることを確実に確認するとともに、拾得物件控書に当該許可又は当該登録を行った行政庁の名称、番号、交付年月日等を記載しておくものとする。

(遺失者の権利放棄による拾得者の所有権取得等)

第35条 署長は、規則第18条第4項の規定に準じ、法第32条第1項本文又は法第33条の規定による権利取得者には遺失者権利放棄通知書（様式第34号）により、物件の所有権を取得する権利を有さない拾得者又は施設占有者（法第27条第1項の費用を請求する権利を有する拾得者又は施設占有者に限る。）には費用請求権通知書により、それぞれ通知（次項において「通知」という。）するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、物件を直ちに引き渡す必要がある場合その他やむを得ない事情がある場合は、口頭により通知を行うことができる。この場合において、口頭により通知を行ったときは、その経緯を拾得物件控書の備考欄に記載するものとする。

3 遺失者が物件についてその有する権利を放棄した場合は、その旨を拾得物件控書の備考欄に記載しておくものとする。

第7章 埋蔵物及び犯罪者が占有していたと認められる物件の取扱い

(埋蔵物の取扱い)

第36条 署長は、埋蔵物の発見差出しを受けたときは、第7条又は第8条の規定に準

じて取り扱い、当該埋蔵物が文化財保護法（昭和25年法律第214号）第2条に規定する文化財に相当すると認められるときは、埋蔵文化財提出書（様式第35号）により当該埋蔵物を島根県教育委員会（埋蔵物の発見された土地が地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の22第1項の中核市の区域内に存する場合にあっては、中核市の教育委員会。以下「県教育委員会等」という。）に提出し、鑑査を受けるものとする。この場合において、当該埋蔵物の保管を委託しているときは、拾得物件保管（飼育）委託書兼受託書の写しを添えて提出するものとする。ただし、遺失者が判明している場合は、この限りでない。

- 2 署長は、前項の規定による提出をした後において、遺失者が判明し、埋蔵物の返還請求があったときは、速やかに県教育委員会等から当該埋蔵物の引渡しを受け、遺失者に返還するものとする。
- 3 第9条第1項の規定は、文化財保護法第100条第1項又は第2項の規定により埋蔵文化財の発見通知を受けたときについて準用する。この場合においては、拾得物件預り書の作成は要しないものとし、当該通知に係る発見通知書に受理番号を付し、拾得物件控書とともに整理保管するものとする。
- 4 鑑査の結果、文化財に認定された埋蔵物は、所有者が判明しないときは、公告後6か月を経た後、島根県（以下「県」という。）に帰属することとなるので、当該帰属の日をもって島根県教育委員会に払出しをすること。この場合において、島根県教育委員会からの受領書の提出は要しないものとする。
- 5 県教育委員会等に提出した物件が、県教育委員会等から文化財に該当しない旨の鑑査結果を付して差し戻されたときは、拾得物件控書の備考欄に「文化財の認定除外」と記載し、拾得物の取扱いに準じて処理するものとする。

（犯罪者が占有していたと認められる物件の取扱い）

第37条 署長は、犯罪の犯人が占有していたと認められる物件の提出があったときは、これを直ちに刑事訴訟法の手続により押収することなく、遺失物として受理した後、押収するものとする。

- 2 提出物件が前項の規定による押収をされた場合にあつては、当該物件を押収をされた旨、押収の日付及び押収をした者を、物件の還付を受けた場合にあつては当該物件の還付を受けた旨、還付の日付及び還付をした者を、それぞれ拾得物件控書の備考欄に記載して経緯を明らかにしておくものとする。
- 3 前項の場合においては、物件の遺失者又は権利者に対して当該物件が犯罪捜査のために押収されていることを通知し、併せて返還又は引渡しに係る手続について説明するものとする。
- 4 第1項の規定による押収をされた物件を遺失者に返還するに当たっては、刑事訴訟法の手続により直接返還することなく、拾得物の取扱いを行う署長に還付し、当該署長から遺失者に返還するものとする。

第8章 出納管理手続

（出納年度）

第38条 拾得物件の出納年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

2 前項の規定による出納年度の所属区分は、警察署において物件に係る受入れ又は払出しを第49条第1項第2号に規定する出納簿に登録した日の属する年度とする。

(払出しの手続)

第39条 署長は、遺失者又は権利取得者からの要求により、提出物件の返還をし、又は引渡しをするときは、法第11条及び第12条並びに規則第18条から第23条までの規定による手続のほか、次に掲げる手続をとるものとする。

(1) 拾得金の払出しは、当座預金小切手をもって行うこと。ただし、払出金額が手元保管現金の範囲内であるときは、当該保管現金から払い出すことができるものとする。

(2) 拾得物件預り書を所持する権利取得者については、受領書に代え、引き渡すことができる。

(3) 遺失者又は権利取得者の代理人に物件を交付する場合は、当該物件の受領に係る委任状を提出させ、正当な代理人であることを確認の上、返還又は引渡しの手続を行うこと。

(完結)

第40条 署長は、保管に係る物件の払出の処理が完結したときは、当該物件に係る拾得物件控書の欄外に完結の印を押印して整理するものとする。

(県に帰属した物件等の取扱い)

第41条 法第37条第1項の規定により県又は国に帰属した物件については、次に掲げる方法により取り扱うものとする。

(1) 県に帰属した拾得金については、四半期ごとに取りまとめ、当該四半期の終了の翌月末日までに帰属調書(保管金)(様式第36号)を、会計規則第2条に規定する部局の長たる警察署長(以下「部局長」という。)に送付すること。ただし、第4四半期分にあつては、署長が必要と認めたときに取りまとめ、帰属調書(保管金)は、3月31日までに送付すること。

(2) 県に帰属した拾得物については、年度末又は署長が必要と認めたときにおいて、1年分又は該当する期間分を取りまとめ、帰属調書(保管物品)(様式第37号)により部局長に引き継ぐこと。

(3) 国に帰属した物件は、帰属調書(保管物品)を添えて島根県警察物品管理官に引き継ぐこと。ただし、拳銃については、当該拳銃に引継書及び帰属調書(保管物品)を添えて、本部長に提出すること。

2 第27条第4項ただし書及び第7項の規定は、法第37条第2項の規定により個人情報関連物件に該当する物件を廃棄する場合について準用する。この場合において、第27条第4項中「令第4条第3項」とあるのは「法第37条第2項」と、同条第7項中「規則第15条」とあるのは、「規則第25条」と読み替えるものとする。

(保管費用等の収入)

第42条 署長は、法第27条第1項の規定による費用を徴収しようとするときは、規則第23条並びに会計規則第17条及び第18条の規定に基づき、収入の手続をとるものとする。

2 前項の規定による費用の請求は、規則第23条の規定による請求書とともに、会計規則第18条に規定する納入通知書を交付して行うものとする。

3 規則第19条第1項の規定による送付に要した費用の徴収については、前2項の規定を準用する。この場合において、前項中「規則第23条の規定による請求書」とあるのは、「規則第23条の規定による請求書に倣って作成した請求書」と読み替えるものとする。

(未交換小切手の取扱い)

第43条 第39条第1項第1号の規定により振り出した小切手であって、支払呈示期間の経過後において預託銀行における支払いが終わっていないもの（以下「未交換小切手」という。）については、次項以下に定めるところにより取り扱うものとする。

2 未交換小切手は、未交換小切手整理簿（様式第38号。以下「整理簿」という。）に登載すること。ただし、未交換小切手のうち、振出後1か月以内に預託銀行において支払いが終わると見込まれるものについては、当該小切手の振出月の末日をもって登載することができる。

3 小切手振出後10日と6か月を経過した未交換小切手は、小切手事故通知書（様式第39号。以下「事故通知書」という。）により、預託銀行に対して当該小切手の事故登録を通知すること。

4 事故登録後6か月を経過したとき、又は未交換小切手の所持人からの償還の請求を受けて当該小切手を回収したときは、小切手事故登録解除通知書（様式第40号）により、預託銀行に対して当該未交換小切手の事故登録の解除を通知すること。

5 事故登録を通知した日から5年を経過したとき、又は未交換小切手を回収したときは、その日をもって整理簿から当該小切手を抹消すること。

6 未交換小切手を所持していた者から、当該小切手の亡失等の届出を受けたときは、当該届出の受理と同時に、事故通知書により預託銀行に対して事故登録を通知すること。この場合において、当該小切手に係る償還の請求を受けたときは、次条第3項に規定する措置を講ずること。

7 小切手の亡失等により事故登録を通知したときは、その日をもって整理簿から当該小切手を抹消すること。ただし、特別の事情がある場合を除き、事故登録の解除は行わないこと。

(時効により無効となった支払未済小切手の取扱い)

第44条 第39条第1項第1号の規定により振り出した小切手であって、支払呈示期間の経過後6か月を経過した後において預託銀行における支払いが終わっていないものについては、第41条第1項第1号に規定する県に帰属した拾得金の取扱いに準じて収入の手続をとるものとする。

2 第39条第1項第1号の規定により振り出した小切手が小切手法（昭和8年法律第

57号)の規定により無効となった後において、当該小切手の所持人から、当該小切手を添えて償還の請求を受けたときは、一般会計歳出予算の措置を受けて、当該所持人に対して支払手続をとるものとする。

- 3 前項の場合において、振出小切手が亡失等の理由により提出できないときは、当該亡失等に係る小切手の除権決定の正本の提出を受けた後、支払手続をとるものとする。

(拾得物件預り書用紙の整理)

第45条 署長は、拾得物件預り書、拾得物件控書を警察署又は交番等の窓口に着付けた場合は、これを一組とし、それぞれに共通する5けたの整理番号を付すものとする。

- 2 前項の整理番号は、年度ごとの一連番号とし、当該番号の先頭の数字は西暦年数の末尾の数字とするものとする。
- 3 拾得物件預り書の署長の公印は、第1項の規定により窓口への備付けを行うときに、あらかじめ押印しておくものとする。
- 4 書き損じ等により廃棄する拾得物件預り書は、斜線を引き、「廃棄」と朱書した上で、警察署において保管するものとする。

(拾得物件預り書の再交付)

第46条 署長は、拾得者から拾得物件預り書の亡失、毀損等による再交付の申出を受けたときは、亡失等に係る届出書の提出を求めて事情を調査し、必要と認めた場合は、警察署において拾得物件預り書を再交付するものとする。この場合において、拾得物件控書の備考欄に再交付を行う事情を記載するとともに、当該再交付に係る拾得物件預り書の備考欄に「再交付」と朱書して交付するものとする。

(小切手発行補助者)

第47条 署長は、第39条第1項第1号の規定による当座預金に係る小切手帳の保管及び小切手の作成について、補助者を指定して行わせることができるものとする。

- 2 前項の補助者は、毎年度の当初に指定するものとし、年度の中で交代するときは、その都度、指定替えを行うものとする。

(小切手帳及び印鑑の保管)

第48条 署長は、小切手帳及び小切手の振出しに使用する印鑑を、それぞれ施錠のできる別々の保管設備により厳重に保管するものとする。

(帳簿)

第49条 署長は、次に掲げる帳簿を備え付け、出納又は受払いの状況を明らかにしておくものとする。

- (1) 日計表(様式第41号)
 - (2) 保管金・保管物品出納簿(様式第42号)
 - (3) 小切手受払簿(様式第43号)
 - (4) 拾得物件預り書用紙受払簿(様式第44号)
- 2 拾得物件預り書用紙受払簿は、会計規則に定める消耗品受払簿に代えるものとする

る。

(月計突合せ)

第50条 署長は、毎月末日をもって保管金・保管物品出納簿を締め切るとともに、預託銀行と預金現在高を照合するなど保管に係る提出物件の確認を行うものとする。

(出納計算報告)

第51条 署長は、毎年3月31日現在における当該年度中の出納に係る拾得物件の取扱状況を、拾得物件出納計算書(様式第45号)により本部長に報告するものとする。

2 前項の拾得物件出納計算書には、毎年3月31日現在の保管金・保管物品出納簿、第25条第1項第1号に規定する当座預金に係る島根県指定金融機関が発行する残高証明書(以下「残高証明書」という。)又は当座勘定照合表の写し及び小切手支払未済額調書(様式第46号)を添付するものとする。

(引継ぎ)

第52条 署長が交替するときは、次に掲げる方法により引継ぎを行うとともに、事務引継書(様式第47号)により本部長に報告するものとする。

- (1) 前任者は、保管金・保管物品出納簿を発令の日の前日をもって締め切り、引継年月日を記入の上、後任者とともに記名押印又は署名すること。
- (2) 前任者は、事務引継書を作成し、保管に係る拾得物件と照合の上、引継ぎを行い、後任者とともに記名押印又は署名すること。
- (3) 前号の規定により作成した事務引継書には、第1号の規定による保管金・保管物品出納簿の写し並びに引継日現在の拾得物件出納計算書、残高証明書及び小切手支払未済額調書を添付すること。

第9章 検査及び事故報告

(検査)

第53条 本部長は、年度末、署長の交替があったときその他必要があると認める場合は、保管に係る物件、帳簿、金庫等について必要な検査を行うものとする。

2 署長は、前項の検査を受検するに当たっては、第51条第1項及び第2項に規定する拾得物件出納計算書及びこれに添付する書類を作成するものとする。ただし、年度末の検査にあつては第51条各項の規定により、また署長の交替に係る検査にあつては前条の規定により、それぞれ作成した報告書及び添付書類により、これに代えることができるものとする。

(事故報告)

第54条 署長は、保管に係る物件について亡失、盗難その他の事故があつたときは、直ちに次に掲げる事項を本部長に報告しなければならない。

- (1) 取扱者の官職氏名
- (2) 事故の種別(亡失、盗難、災害等)
- (3) 発生の日時、場所
- (4) 事故物件の種別、数量
- (5) 事故の状況

(6) 事故発見（発生）後の措置状況

(7) その他参考事項

第10章 雑則

（署長による指導等）

第55条 署長は、遺失物等の適正な取扱いに万全を期すため、次に掲げる事項を推進しなければならない。

(1) 関係法令その他の取扱手続等について必要な教養を行うこと。

(2) 交番等における遺失物等の取扱状況、提出物件の保管状況等について必要な指導及び監督を行うこと。

（警察本部の主管課長による指導等）

第56条 警務部会計課長は、遺失物等の適正な取扱いに万全を期すため、次に掲げる事項を推進するものとする。

(1) 関係所属と連携し、遺失物等の取扱いに関して必要な教養を行うこと。

(2) 署長に対し、遺失物等の適正な取扱いのために必要な教養、指導その他の措置に関する助言等を行うこと。

（委任）

第57条 この訓令に定めるもののほか、遺失物の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成19年12月10日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の際、現にこの訓令による改正前の島根県警察における遺失物の取扱いに関する訓令（平成元年島根県警察訓令第21号）第2条第1項の規定により署長が受理した物件及び遺失届については、なお従前の例による。

（島根県警察本部の処務に関する訓令の一部改正）

3 島根県警察本部の処務に関する訓令（平成11年島根県警察訓令第3号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう 略〕

（警察署の処務に関する訓令の一部改正）

4 警察署の処務に関する訓令（平成11年島根県警察訓令第4号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう 略〕

附 則（平成20年3月27日島根県警察訓令第11号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成21年3月26日島根県警察訓令第19号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成24年2月10日島根県警察訓令第3号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成24年11月21日島根県警察訓令第31号）
（施行期日）

- 1 この訓令は、平成24年12月3日から施行する。
（経過措置）
- 2 この訓令の施行の際、現にあるこの訓令による改正前の島根県警察における遺失物の取扱いに関する訓令様式第10号による用紙については、当分の間これを使用することができる。

附 則（平成25年8月16日島根県警察訓令第22号）
この訓令は、平成25年9月1日から施行する。

附 則（平成28年7月28日島根県警察訓令第28号）
この訓令は、平成28年8月1日から施行する。

附 則（平成29年4月24日島根県警察訓令第18号）
（施行期日）

- 1 この訓令は、制定の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この訓令による改正前の島根県警察における遺失物の取扱いに関する訓令に規定する様式による書面については、この訓令による改正後の島根県警察における遺失物の取扱いに関する訓令に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則（平成30年3月16日島根県警察訓令第6号）
この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年10月25日島根県警察訓令第23号）
（施行期日）

- 1 この訓令は、制定の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この訓令の施行の際、現にあるこの訓令による改正前の島根県警察における遺失物の取扱いに関する訓令様式第4号による現金収納袋については、当分の間これを使用することができる。

附 則（令和元年12月12日島根県警察訓令第18号）
この訓令は、令和元年12月14日から施行する。

附 則（令和3年3月30日島根県警察訓令第20号）
（施行期日）

- 1 この訓令は、令和3年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の島根県警察における遺失物の取扱いに関する訓令様式第1号から様式第3号まで及び様式第10号による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

附 則（令和４年２月１８日島根県警察訓令第５号）
この訓令は、令和４年３月１５日から施行する。

附 則（令和６年３月２１日島根県警察訓令第１５号）
この訓令は、令和６年４月１日から施行する。

附 則（令和７年１月１６日島根県警察訓令第１号）
（施行期日）

1 この訓令は、令和７年１月２０日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の島根県警察における遺失物の取扱いに関する訓令様式第１号、様式第３号及び様式第１０号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表（第2条、第5条、第15条関係）

交番に準じて物件の取扱いを行う警察本部の施設

施 設 名	警 察 署
警察本部本庁舎	松江警察署
交通部運転免許課庁舎	松江警察署
交通部運転免許課西部運転免許センター庁舎	浜田警察署
島根県警察交通機動隊隊本部庁舎	松江警察署
島根県警察高速道路交通警察隊隊本部庁舎	松江警察署
島根県警察高速道路交通警察隊浜田分駐隊庁舎	浜田警察署